

# 大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

制定 平成 25 年 3 月 29 日 24 福福発第 12070 号区長決定

改正 平成 28 年 4 月 27 日 28 福福発第 10346 号部長決定

## (目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 10 条、第 48 条及び第 51 条の 27 の規定に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者。

（以下「事業者等」という。）に対して、区が行う指導及び監査について基本的事項を定めることにより、法及び東京都（以下「都」という。）条例に基づく最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、事業者等のサービス内容の質の確保及び給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者福祉施策の増進に寄与することを目的とする。

## (指導方針)

第 2 条 区長は、事業者等に対し、法令、通達、都条例、区が定める指導に係る基準等に対するサービス内容及び給付に係る費用の請求に関する事項について、周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行う。

2 指導は、指導の対象となる当該事業者等の事業所又は施設において実地で行う。

## (指導対象事業者等選定基準)

第 3 条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行なう観点から、次に掲げる選定基準に基づき、対象事業者等の選定を行う。

- (1) 利用者からの苦情の対象となった事業者等
- (2) 従業者や管理者からの情報提供があった事業者等
- (3) 都、国民健康保険団体連合会又は他保険者からの情報提供があった事業者等
- (4) 他課又は関係事業所からの情報提供があった事業者等
- (5) 指導実施日において、事業開始後概ね 1 年を経過している事業者等
- (6) 都及び区で実施した過去の指導に基づく改善が、未達成又は状況が不明な事業者等
- (7) 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業者等
- (8) 事業開始後実地指導を実施していない事業者等
- (9) その他の理由により、指導が必要と認められる事業者等

2 前項の規定に関わらず、区が所轄庁となる社会福祉法人が運営する事業所に対しては 2 年に 1 度、区が指定権限を持つ特定相談支援事業者（以下「特定事業者」という。）に対しては概ね 3 年に 1 度指導を実施するものとする。

3 区長は、指導検査の項目、関係法令、評価事項、評価区分等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

4 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標、指導項目等を掲げ、毎年度指導実施方針（以下「実施方針」という。）を別に定める。

5 区長は、実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導の規模等について、別に

作成する。

(指導方法等)

第4条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 指導通知

区長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の日時、場所、根拠規定及び目的

イ 指導担当者

ウ 出席者

エ 準備すべき資料等

(2) 指導方法

指導は、事業者等の関係者から関係書類を基に説明を求める面談方式で行う。ただし、必要に応じて一定の場所に集めて講習等の方法により行うことも出来るものとする。

(3) 指導結果の通知

区長は、指導の結果、改善を要すると認められた事項及び報酬等について過誤による調整を要すると認められた事項は、後日文書によってその旨の通知を行う。

(4) 改善報告書の提出

区長は、当該事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求めることができる。

(5) 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(6) 調査書等の提出

区長は、指導の実施に当たって、事業者等にあらかじめ指導に必要となる「指定障害者支援施設等調査書」等を作成及び送付し、書類の提出を求めることができる。

2 指導後の措置等

(1) 区長は、指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な事業者等については、必要に応じて、再度、指導等を行う。

(2) 区長は、指導の結果、第7条に定める監査選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。

(3) 区長は、指導の結果、事業者等のサービスの内容又は給付に係る費用の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、給付に係る費用の自主返還等を行うよう指導する。

(4) 区長は、指導の結果のうち、文書指摘事項及び改善状況については、原則として区のホームページに掲載し情報を提供する。

(東京都への通知)

第5条 区長は、指導を行う場合、必要に応じて事前に実施する旨の情報提供を都知事に対して行い、結果についても、同様に報告する。

(監査方針)

第6条 区長は、事業者等のサービス内容が不当である場合、給付に係る費用の請求に不正が疑われている場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行う。

2 区長は、実施指導を行ったとき、次条に定めるいずれかに該当すると認めた場合は、監査に切り替えることができるものとする。

(監査選定基準)

第7条 監査は、事業者等が次に掲げるいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によってもサービス内容又は給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- (5) 利用者の生命又は身体の安全に危害が及ぼすおそれがあると判断した場合。
- (6) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査方法等)

第8条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 報告等

ア 区長は、前条に掲げる事項等の確認について、必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所へ立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことができる。

イ 区長は、指定権限が都にある事業者等に対して監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を都知事に対し行う。

(2) 監査対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合には、監査の当日に通知を行うことができる。

(3) 監査に当たっては、監査対象となる事業者等の設置者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて給付等対象サービスの担当者、報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めることができる。

(4) 監査の実施

ア 原則として、職員2名以上の監査班を編成する。

イ 区長は、問題の性質等に応じて、課長級の職にあるものを長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができる。

2 監査結果の通知等については、次のとおりとする。

- (1) 区長は、監査の結果について、都に通知を行う。ただし、都と区が同時に実地監査等を行っている場合には、省略することができる。
- (2) 区長は、監査の結果、当該事業者等に対して、指定基準違反等が認められる場合であって、軽微な改善を要すると認められる事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。
- (3) 区長は、当該事業者等に対して、前号の規定により文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

3 区長は、特定事業者指定基準違反等が認められる場合には、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

(ア) 区長は、特定事業者が従業者の知識、技能又は人員について法令及び基準に適合していない場合や、事業の運営に関する法令及び基準に従って適正な運営をしていない特定事業者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

(イ) 勧告を受けた当該特定事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(ウ) これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 命令

(ア) 区長は、勧告を受けた特定事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを文書により命令することができる。

(イ) 命令を受けた当該特定事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(ウ) 命令をした場合には、その旨の公示を行う。

ウ 指定の取消等

区長は、法50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1号各号(第12号を除く)、法第51条の29第1項各号及び第2項各号並びに第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること(以下「指定の取消等」という。)ができる。

エ 聴聞等

区長は、監査の結果、当該特定事業者が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

(2) 経済上の措置

ア 区長は、監査の結果、サービス内容又は給付に係る費用の請求に関し偽りその他不正の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収等(返還金)として徴収を行うことができる。

イ 区長は、命令を行った場合又は指定の取消等になった特定事業者に対し、原則として、法第8条第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

ウ 区長は、監査の結果、サービス内容又は給付に係る費用の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

# 大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要領

平成25年5月2日25福福発第10239号部長決定

## (目的)

第1条 この要領は、大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成25年3月29日24福福発第12070号区長決定。以下「要綱」という。）の規定に基づき実施する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設設置者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者（以下「事業者等」という。）に対する指導検査を円滑に実施するために必要な事項を定める。

## (指導検査基準)

第2条 要綱第3条第2項に規定する検査基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定共同生活介護（外部サービス利用型）（別表第1）
- (2) 指定共同生活援助（別表第2）
- (3) 指定障害者支援施設等（別表第3）
- (4) 指定地域移行支援（別表第4）
- (5) 指定地域定着支援（別表第5）
- (6) 指定計画相談支援（別表第6）
- (7) 指定居宅介護（別表第7）
- (8) 指定重度訪問介護（別表第8）
- (9) 指定同行援護（別表第9）
- (10) 会計編（別表第10）

2 事業者等に対する指導検査は、実施している事業の種類に応じて前項(1)から(9)に掲げた検査基準の項目に基づき実施する。また、会計に関する指導検査は、各事業共通で前項(10)に掲げた検査基準に基づき実施する。なお、前項(3)については、生活介護、就労移行支援、又は就労継続支援を実施する事業者等に適用する。

3 指導検査の指導形態は、検査基準に定める「評価区分」に照らし、文書指摘、口頭指導、助言指導とする。

## (実地検査指導事項票)

第3条 要綱第4条第1項第2号において指導検査終了後、指導担当職員は、担当職員相互で調整を行った上で、施設長等に対して、実地検査指導事項票（以下「事項票」という。）を用いて検査結果を講評し、改善の必要な事項とその解決方法を口頭で指示する。

2 規定する事項票は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同生活援助（別記第1号様式）
- (2) 施設・事業所（別記第2号様式）
- (3) 地域移行・地域定着・計画相談（別記第3号様式）
- (4) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護（別記第4号様式）
- (5) 会計（別記第5号様式）

(改善報告書)

第4条 要綱第4条第1項第4号に規定する一般指導検査等の結果で文書指摘となった場合の改善報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(指定障害者支援施設等調査書)

第5条 要綱第4条第1項第6号に規定する指定障害者支援施設等調査書は別記第3号様式のとおりとする。

2 調査書は毎会計年度終了後3月以内に、事業所等に対し、提出を求める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。